

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **10万円** (内訳 国5万円、市5万円)

**飯山市では国の給付金5万円に加え、
市独自で5万円の給付金を支給します**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 飯山市役所

子ども育成課 子育て支援係

0269-67-0741 (受付時間：平日8:30～17:00)

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

3. 給付金の支給手続き

■ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **6月27日(月)**、令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

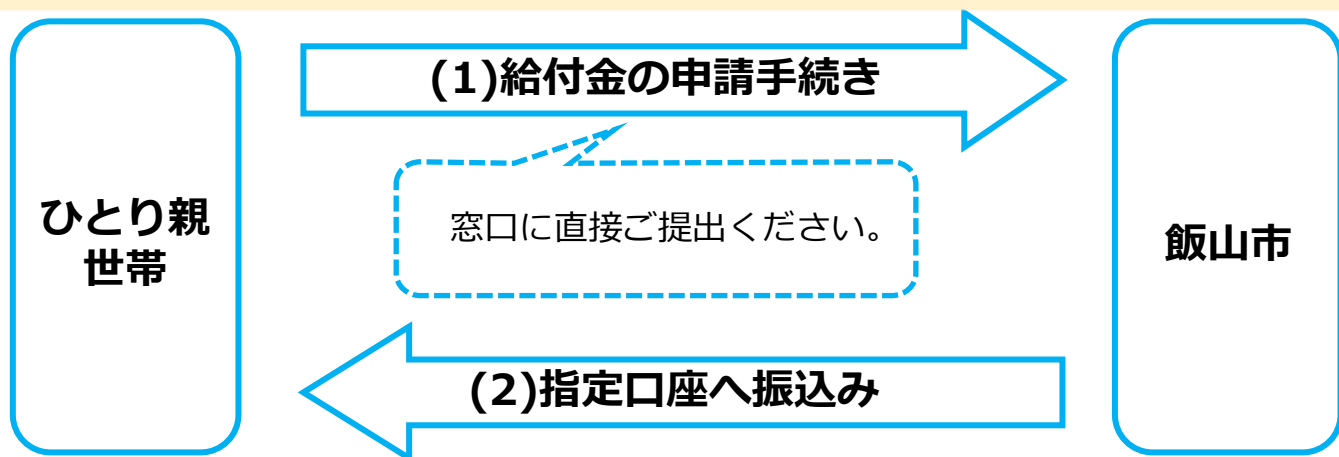
【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
→ **令和4年6月27日(月)より受付を開始します。**
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに飯山市役所の**窓口**に直接ご提出ください。（申請書は市役所にあります。）
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

☆ **該当すると思われる方は、
まずは飯山市役所にお電話ください**



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。